

商標使用規程

平成29年3月14日
制 定

一般社団法人 ファインバブル産業会

商標使用規程

[目的]

第1条 一般社団法人ファインバブル産業会商標使用規程（以下「本規程」という）は、一般社団法人ファインバブル産業会（以下「本会」という）が商標権を有する登録商標及び商標登録出願中の商標の使用に関し必要な事項を定め、もって本会所有の商標の適切な活用を広く促進し、ファインバブル産業の振興に資することを目的とする。

[定義]

第2条 本規程において以下の用語はそれぞれ以下の各号に定める意味を有するものとする。

- (1)「本件商標」とは、本会が商標権を有する登録商標及び商標登録出願中の商標をいう。
- (2)商標の「使用」とは商標法第2条第3項各号及び同条第4項に定める行為を意味する。
- (3)「会員」とは、本会の正会員及び賛助会員をいう。
- (4)「本会の名称」とは、本会の正式名称「一般社団法人ファインバブル産業会」、略称「ファインバブル産業会」、これらの英文標記及び略称「F B I A」並びにこれらの文字をロゴ化したものを含む、本会を示す表示をいう。

[使用の申込]

第3条 本件商標の使用を希望する会員は、「使用許諾申込書」（以下、「申込書」という）に、次の各号に掲げる資料及び書類を添えて本会に提出しなければならない。

- (1)パンフレット、会社概要その他の当該会員の事業内容を示す資料
- (2)カタログ、商品の包装の写真等、本件商標の使用態様を示す資料
- (3)その他本会が必要と認める書類

[使用の許諾]

第4条 前条に定めるところにより申込書の提出を受けたときは、本会は、申込に係る商標の使用を許諾する旨を、届出書を提出した会員（以下、本項において「申込書提出者」という）に通知するものとする。ただし、申込に係る商標の使用が、次条に定める商標の使用その他の本規程に適合しないと本会が判断するときは、本会は、申込書提出者に申込書の修正を求め、又は申込に係る商標の使用を許諾しない旨を申込書提出者に通知することができる。

2 前項ただし書きに該当するときは、申込書提出者による本件商標の使用が本規程に適合する適切なものとなるように、使用態様の変更等について、本会と申込書提出者との間で協議を行うものとする。協議の結果、本会が申込書提出者に本件商標の使用を認めると判断したときは、本会は、前項本文に定める通知をするものとする。

[商標の使用]

第5条 前条第1項に定める商標の使用を許諾する旨の通知を受けた会員（以下「商標使用者」という）は、日本国内に限り、許諾を受けた商標（以下「許諾商標」という）を、許諾を受けた商品及び役務についてのみ使用することができる。

2 会員が日本国外における本件商標の使用を希望するときは、本会と当該会員で別途協議するものとする。

3 商標使用者は、本規程及び「ファインバブル広告・表示ガイドライン」並びに本会が行う指示に従い許諾商標を使用するものとする。

4 商標使用者は、本会の許諾に基づく商標を使用する権利を譲渡し、担保に供し、再許諾し、承継し、その他方法及び形態の如何を問わず第三者に許諾商標を使用させてはならない。

[商標使用者の遵守事項]

第6条 商標使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許諾商標の使用に際しては、『FINE BUBBLE\ファインバブル』『ウルトラファインバブル』はFBI Aの登録商標です。」と記載するように努めること。

(2) 許諾商標の使用により、商標使用者の商品又は役務について、本会が販売、製造、主催等しているかの誤解を招くことが無いよう注意すること。

(3) 第三者に許諾商標を付した商品の製造等を委託する場合には、前条に定める商標の使用その他の本規程が遵守されるよう、商標使用者の責任において管理を行うこと。

[品質管理]

第7条 本会は、商標使用者による許諾商標の使用が、本規程または「ファインバブル広告・表示ガイドライン」に従い適切に行われていないと判断した場合はいつでも、商標使用者に対し本会が必要と判断した改善措置を書面にて要求することができるものとする。商標使用者は、当該書面受領後速やかに当該改善措置をとるものとする。

2 商標使用者は、本会の求めに応じ、前項の判断のために必要な資料その他の情報を提供しなければならない。

3 第1項の改善措置が行なわれない場合、その他商標の使用許諾の継続が不相当であると認められるときは、本会は、商標の使用許諾を取り消すことができる。

[保証の否認]

第8条 本会は、本会が商標権を有する登録商標及び商標登録出願中の商標について、取消の可能性を含む有効性及び商標の使用が第三者の権利を侵害しないことについて何らの保証もしないものとする。

[賠償責任等]

第9条 本会は、会員が本会の名称又は本件商標を使用したことに起因し会員に生じた賠償責任等について、一切の責任を負わない。

2 会員が本会の名称又は本件商標を付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、本会に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。

3 会員は、本会の名称又は本件商標の利用に際して故意又は過失により本会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を本会に賠償しなければならない。

4 本会は、前2項の規程に違反する会員に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

[非会員に対する商標使用許諾]

第10条 前条までの規程は、会員による本件商標及び本会の名称の使用に適用される。

2 本会は、会員以外の者(以下、「非会員」という)に対しても、個別に商標使用許諾契約を締結することにより、本件商標の使用を許諾することができる。

[商標使用料]

第11条 本件商標に関する商標使用料については、別途本会会長が定めるものとする。

[その他]

第12条 本規程に定めるもののほか、本件商標の使用に関する詳細な事項は、技術委員会の商標管理作業部会が定める。

2 前項の規程に従い定めた事項は、本会の会長の承認により効力を生ずる。

附則 本規程は、平成29年3月14日から適用する。

制 定 平成29年3月14日

改 定 令和2年12月15日